

1. 温泉浴用許可申請書

許可を取得する浴室ごとに作成をお願いします。1件につき手数料が35,000円必要になります。

2. 温泉を利用する権利を有することを証する書類

分湯契約書や給湯契約書など、温泉の供給を受けていることが分かる書類の提出をお願いします。

ご自身で源泉を所有している場合は、提出の必要はありません。

3. 温泉分析書の写し

登録分析機関で行ったもので10年以内に分析されたものの提出をお願いします。

4. 付近の見取図（案内図）

道路地図の写し、グーグルマップの切り抜き等、施設がどこにあるかわかるものであれば大丈夫です。

5. 温泉浴用施設の平面図

浴室の配置、浴槽の寸法が確認できるものの提出をお願いします。

硫黄泉を使用する場合は、換気設備が2箇所以上必要になります。換気を設置する基準の資料もお送りしますので確認をお願いします。

6. 温泉法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面

個人と法人で様式が異なりますので、該当する方の書類の提出をお願いします。

使用する温泉が硫黄泉である場合、施設基準があります。使用する温泉についてはお確かめください。

【温泉の利用】

○温泉利用許可申請 手数料：35,000円

提出書類等 1部

	提出書類	区分	説明
ア	温泉浴用許可申請書 又は温泉飲用許可申請書	○	浴用【施行細則別記様式第13号】又は飲用【施行細則別記様式第14号】
イ	温泉を利用する権利を有することを証する書類	△	・分湯契約書、給湯契約書など ※申請者が「温泉採取許可を受けた者又は可燃性天然ガスの濃度確認を受けた者」の場合は不要
ウ	温泉分析書の写し	○	・登録分析機関で行ったもので10年以内に分析されたもの ・温泉の分析は利用施設におけるものが原則。ただし利用場所と温泉ゆう出口間の距離、引湯施設、利用施設等からみて両者の温度、成分に差異がないと認められる場合は、温泉ゆう出口のもの分析書であっても差し支えない。
エ	付近の見取図（案内図）		道路地図の写しなど
オ	温泉浴用施設の平面図又は温泉飲用施設の平面図	○	・施設全体の平面図（浴室の配置が分かるもの） ・浴室の平面図 浴室の面積、浴槽の縦・横・深さ・容積が確認できるもの。 総硫黄を2mg/kg以上含有する場合は、換気装置の場所が分かるように記載する。（立面図が望ましい。） ・飲用にあつては、飲泉所、飲泉口及び源泉から飲泉口までの引湯設備を記載する。
カ	法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面	○	個人用【要綱別記様式第13号】 法人用【要綱別記様式第13号の2】
キ	源泉から採取した温泉について温泉飲用水質基準の各項目について検査した結果を記載した書類（飲用のみ）	△	
ク	飲泉口から採取した温泉について温泉飲用水質基準の微生物学的衛	△	

	生管理項目について最近一箇月以内に検査した結果を記載した書類（飲用のみ）		
ケ	温泉に水道水以外の水を加えて公共の飲用に供する場合にあっては、当該水道水以外の水について、温泉飲用水質基準の微生物学的衛生管理項目について最近一箇月以内に検査した結果を記載した書類（飲用のみ）	△	
コ	申請者の商業法人登記事項証明書の写し（申請者が法人の場合）		原本確認する。（概ね3ヶ月以内のものが望ましい。）
サ	申請手数料	○	35,000円 / 件（栃木県収入証紙）

区分

○：温泉法、温泉法施行規則、温泉法施行細則、温泉行政事務処理要綱、地方自治法、栃木県手数料条例に基づき、全ての場合に適用

△：該当する場合のみ適用

空欄：提出は努力義務

※添付書類の一部省略が認められる場合

同一申請日に一施設（旅館等）において複数の浴室（飲泉所）又は浴槽（飲泉口）について利用許可申請を行う場合、上記添付書類のうちイ、ウ、エ、オ、カ、キ、ケ、コについては、一施設1部として差し支えない。ただし、オについては、利用申請に係る全浴室（飲泉所）、浴槽（飲泉口）が記載されていること。

※温泉分析の単位

温泉成分の分析は、利用施設において行うことを原則とするが、源泉と利用施設との間でその成分に差異がないと認められる場合は、源泉において行っても差し支えない（平成14年3月29日付け環自整第148号自然環境局長通知）。源泉と利用施設での温泉の成分に差異が認められると推測される場合は、利用施設に直近の貯湯槽等での分析を指導し、成分や温泉の禁忌症・適応症及び利用上の注意事項については、掲示方法の工夫などにより対応する。

別記様式第13号(第15条関係)

温 泉 浴 用 許 可 申 請 書

年 月 日

栃木県北保健所長 様

住 所

氏 名

電話番号

〔 法人の場合は名称、所
在 地 及 び 代 表 者 の 氏 名 〕

温泉の利用(浴用)の許可を受けたいので、温泉法第15条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

温 泉 の 利 用 目 的		浴 用		
温泉を公共 の浴用に供 しようとする施設 (浴 場)	所在地	TEL		
	名称		収 容 員	名
	浴室名			
源 泉 の	源 泉 所 在 地			
	源 泉 名			

状 況	温度及び湧出量	℃				1/分
	管 理 者	住所				
		氏名				
成分及び分析機関名	別添(温泉分析書)のとおり					
源泉から浴室までの距離						
循環ろ過装置の有無						
浴室の面積			浴室の材質			
浴槽の構造	縦	横	深さ	容積	材質	
	m	m	m	m ³		
総硫黄を 2mg/kg以上 含有する場合	源泉注入口の位置	浴槽湯面の上部からかけ流し				
	換気装置	自然	箇所			
		強制	箇所			

手数料

栃木県収入証紙貼付

別記様式第13号(第15条関係)

温泉浴用許可申請書

栃木県県北保健所長 様

法人申請の場合は、法人登記事項証明書の記載通りに記載をしてください。

年 月 日

住所

氏名

電話番号

〔法人の場合は名称、所在地及び代表者の氏名〕

温泉の利用(浴用)の許可を受けたいので、温泉法第15条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

温泉の 利用目的		浴 用		
温泉を公共 の浴用に供 しようとする施設 (浴 場)	所在地	(温泉浴用許可指令書に記載される所在地となりますので、字などを含めて正確に記載をしてください。)		
	名称	〇〇温泉、〇〇旅館 等 (温泉浴用許可指令書に記載されます。)	収 容 員	(浴槽に入る人数を記載してください。) 名
	浴室名	(〇〇風呂、〇〇の湯 等)		
源 泉 の	源 所 在 地	(温泉分析書等を参考にして記載してください。)		
	源 泉 名	(温泉分析書等を参考にして記載してください。)		

状 況	温度及び湧出量	(温泉分析書等を参考にして記載してください。) ℃				1/分
	管 理 者	住所	源泉管理者※の住所を記載してください。 (※温泉利用施設の管理者ではありませんので注意してください。)			
		氏名	源泉管理者※の氏名を記載してください。 (※温泉利用施設の管理者ではありませんので注意してください。)			
成分及び分析機関名	別添(温泉分析書)のとおり					
源泉から浴室までの距離	○○Km					
循環ろ過装置の有無	有・無					
浴室の面積	○○m ²	浴室の材質		壁：石、木 床：石 等		
浴槽の構造	縦	横	深さ	容積	材質	
	m	m	m	m ³	石 等	
総硫黄を 2mg/kg以上 含有する場合	源泉注入口の位置	浴槽湯面の上部からかけ流し				
	換気装置	自然	箇所			
		強制	箇所			

手 数

栃 木 県 収 入 証 紙 貼 付

利用源泉が硫黄泉の場合記載します。
注入口の位置、換気装置等については、平面図または立面図を参考にして記載してください。
硫黄泉の利用許可申請の場合は濃度基準及び構造設備基準がありますので、事前に相談してください。

別記様式第 13 号（要綱第 26 条関係）

誓 約 書（個人用）

年 月 日

様

住所
氏名

私は、温泉法第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に該当しない者であることを誓約します。

別記様式第 13 号の 2 (要綱第 26 条関係)

誓 約 書 (法人用)

年 月 日

様

住所

氏名

〔法人の場合はその所在地、
名称及び代表者の氏名〕

当法人及び役員は、温泉法第 15 条第 2 項各号に該当しない者であることを誓約します。

申請者の氏名・会社名を
ご記入ください。

承 諾 書

私（当社）は、私（当社）が採取（管理）している下記の源泉を、

（株）△△会社 が下記施設において、利用することに承諾します。

記

源泉名 ○○源泉

使用する源泉の名称をご記入ください。

利用施設所在地 （※源泉の所在地ではないので注意）

温泉を使用する施設の住所、
施設名をご記入ください。

利用施設名称 （※源泉のある施設名称ではないので注意）

年 月 日

温泉供給者 住所

氏名

印

・源泉管理者の住所、氏名をご記入ください。
※法人の場合は、会社名＋肩書き＋代表者名
をご記入ください。

承 諾 書

私（当社）は、私（当社）が採取（管理）している下記の源泉を、

_____が下記施設において、利用することに承諾します。

記

源泉名 _____

利用施設所在地 _____

利用施設名称 _____

年 月 日

温泉供給者 住所

氏名

Ⓜ

(別表第7)

温泉利用許可の単位

1 浴用

(1) 同一源泉の温泉を利用する場合

浴室ごとに1件とする。

従って、同室内に2以上の浴槽がある場合においても1件とする。

(2) 2以上の源泉の温泉を利用する場合

ア 浴槽に2以上の源泉の温泉を混入して利用する場合は、浴室ごとに1件とする。

ただし、浴槽ごとに泉質、成分の異なる場合は、浴槽ごとに利用許可を必要とする。

イ 同室内で、異なる源泉の温泉を異なる浴槽で利用する場合、もしくは温泉を入れ替えて利用する場合は、源泉ごとに1件とする。

2 飲用

(1) 同一源泉の温泉を利用する場合

飲泉所ごとに1件とする。

従って、同一飲泉所に2以上の飲泉口がある場合においても1件とする。

(2) 2以上の源泉の温泉を利用する場合

ア 飲泉口に2以上の源泉の温泉を混入して利用する場合は、飲泉所ごとに1件とする。

ただし、飲泉口ごとに泉質、成分の異なる場合は、飲泉口ごとに利用許可を必要とする。

イ 同一飲泉所で、異なる源泉の温泉を異なる飲泉口で利用する場合、源泉ごとに1件とする。

公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準（改正）（平成 29 年 9 月 1 日付け環境省告示第 66 号）

温泉法（昭和 23 年法律第 125 号。以下「法」という。）は、温泉利用の適正化を図ることをその目的の一つとしており、温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、法第 15 条第 1 項に基づき、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならないとされている。

温泉には種々の成分が含有されており、その利用方法あるいは温泉利用施設の管理等が適切でない場合において、人体に対して健康被害を与える場合がある。このため、総硫黄（硫化水素イオン、チオ硫酸イオン及び遊離硫化水素に対応するものをいう。以下同じ。）を 1 キログラム中 2 ミリグラム以上含有する温泉を、法第 15 条第 1 項の規定による許可を受けて公共の浴用又は飲用に供し、又は供しようとする者（以下「温泉利用許可者」という。）が遵守すべき基準を定め、硫化水素が衛生上有害となった場合における事故の防止や利用者の安全確保を図るものである。

都道府県知事及び法第 36 条第 1 項の規定に基づく政令で定める市又は特別区の長（以下「都道府県知事等」という。）においては、本基準に沿った適正な温泉利用が行われるよう、必要に応じて行政指導や行政処分を行うことが望ましい。このため、法第 15 条第 1 項の許可処分の判断の一要素として当該基準を参照するほか、本基準の遵守状況等を法第 34 条の報告徴収や法第 35 条第 1 項の立入検査により確認し、その結果等を踏まえ、必要に応じて、行政指導や法第 31 条第 1 項第 1 号の許可の取消し等を検討することも可能である。

1 適用対象となる温泉

本基準の適用対象となる温泉は、1 キログラム中、総硫黄を 2 ミリグラム以上含有する温泉とする。

2 温泉利用施設の構造

温泉利用許可者は、硫化水素を原因とする事故の防止のため、温泉を公共の浴用に供する施設を(2)及び(3)において示す設備構造等とすることにより、浴室（露天風呂の場合は、利用空間をいう。以下同じ。）内の空気中の硫化水素濃度を(1)に示す基準を超えないようにすること。

(1) 浴室内の空気中の硫化水素濃度

イ 浴槽湯面から上方 10cm の位置の濃度	20ppm
ロ 浴室床面から上方 70cm の位置の濃度	10ppm

(2) 換気孔等又はばっ気装置等

イ 温泉を公共の浴用に供する施設の設備構造等として、以下のいずれかの設備構造等とすること。

(イ) 換気孔若しくは換気装置（以下「換気孔等」という。）（常時開放して浴室内に設置する場合に限る。以下同じ。）を有する構造

(ロ) ばっ気装置等（源泉から浴室までの間に設置する場合に限る。以下同じ。）を有する構造

(ハ) 換気孔等及びばっ気装置等を有する構造

ロ 換気孔等の設置については、浴室内に2か所以上設け、かつ、そのうち1か所は、浴室の床面と同じ高さに設けること。（別図1参照）

ハ 浴室内には、硫化水素が局所的に滞留するような構造又は装置（ばっ気装置と同様の構造を持つ装置等）を設けないこと。

(3) 浴槽

イ 浴槽の湯面は、浴室の床面より高くなるように設けること。（別図1及び2参照）

ロ 浴槽への温泉注入口は、浴槽の湯面より上方に設けること。（別図1及び3参照）

3 浴室等の管理

温泉利用許可者は、利用者の安全を確保するため、浴室等において以下の内容を行うこと。

(1) 換気状態の確認

浴室内の硫化水素濃度が常に適正に維持されるよう換気孔等に対する確認を怠らないこと。また、浴室に隣接する脱衣室等においても、硫化水素が滞留しないよう、換気に十分配慮すること。特に、積雪の多い地方については、積雪により換気孔等の適切な稼働が妨げられることのないように十分留意すること。さらに、周囲の地形、積雪等により硫化水素が滞留するおそれがある露天風呂を利用に供している場合は、風速、風向等の気象条件の状況、変化等に十分配慮すること。

(2) 濃度の測定

都道府県知事等が必要と認めるときは、浴室内の空気中の硫化水素濃度を検知管法又はこれと精度が同等以上の方法により、原則として毎日2回以上測定し、濃度に異常のないことを確認すること。なお、この測定のうち1回は、浴室利用開始前に行うこととし、測定場所は、浴室内において最も空気中の硫化水素濃度が高くなる地点（温泉注入口付近等）を含むこと。

(3) 測定結果の記録及びその保管

硫化水素濃度の測定結果を記録し、都道府県知事等から硫化水素濃度の測定結果について報告を求められたときは、直ちに提出できるようにその記録を保管しておくこと。

(4) その他

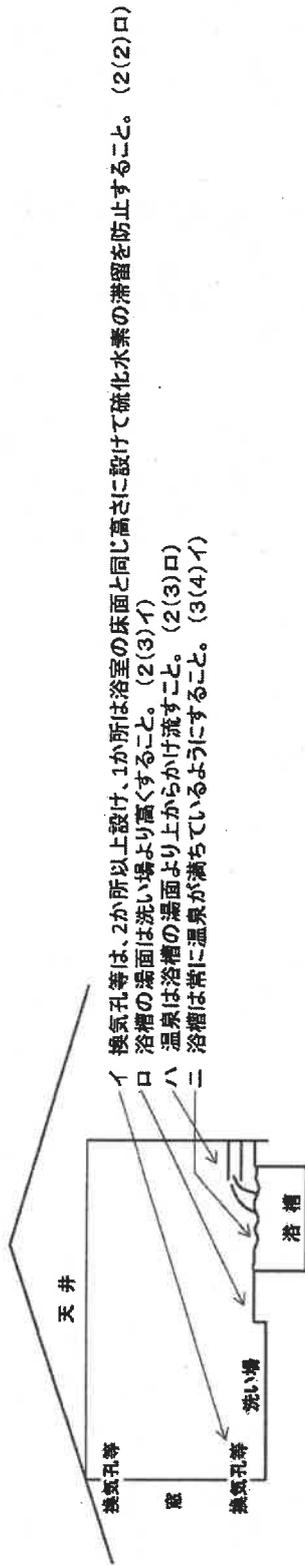
イ 浴室が利用に供されている間は、常に浴槽に温泉が満ちているようにすること。(別図1参照)

ロ 利用者の安全を図るため、浴室内の状態に常時気を配ること。

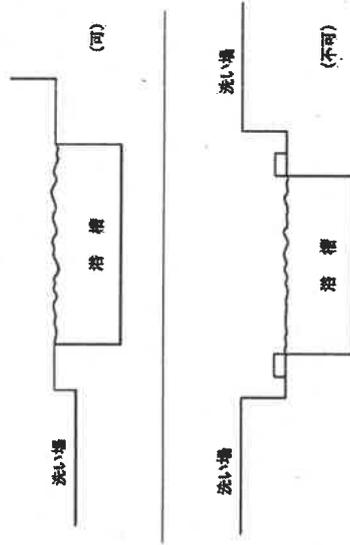
4 立入禁止柵等の設置

源泉における揚湯設備、湯畑その他のばっ気装置、パイプラインの排気装置、中継槽、貯湯槽等の管理者は、立入禁止柵、施錠設備、注意事項を明示した立札等を設けること。特に、総硫黄の含有量が多い温泉を利用し、又は硫化水素濃度が高くなるおそれがある大規模な貯湯槽等を使用する場合は、動力等による拡散装置等を設けることにより、硫化水素を原因とする中毒事故の防止に万全を期すこと。

別図1



別図2



別図3

